

第 96 回倫理委員会議事要旨（2025 年 4 月 3 日）

I 日時：

2025 年 4 月 3 日（木）13:00~14:50

II 場所：

公認会計士会館会議室及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、友野敦史、林隆敏（※）、林祐樹（※）、矢萩由紀子（※）、三宅周兵、吉村智明、井村知代（※）（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

後藤副会長（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理規則改正及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」について

2024 年 11 月に公表したタックス・プランニング及び関連業務に関する倫理規則改正公開草案に対して寄せられたコメントの概要、それに対する回答案及び公開草案からの修正案について、2025 年 3 月 7 日に開催された第 14 回倫理委員会有識者懇談会における意見への対応も含めた説明がなされた。審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、本改正案を 4 月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

[全体へのご意見]

- 有識者懇談会でも意見があったとおり、会員に対する倫理規則の周知及び啓発が重要であるため、是非取り組んでいただきたい。
- 有識者懇談会での意見に対する対応として、「会員は、倫理規則を遵守することによって、自らの身を守ることになるという点をご指摘のとおりであり、なぜ倫理規則を遵守する必要があるのか、といった根本的な考え方を今後も引き続き浸透させる必要がある。」とあるが、倫理規則の目的は、その遵守を通じて会員が社会的な信頼を得ることや公共の利益に資することであり、会員自らの身を守る等の倫理規則の効果とは異なるものであるため、目的と効果は別個で考える必要がある。

[セクション 280/380 の対象となる会員]

- 税理士登録を行っていない会員であっても、税理士事務所に勤務し、税理士の補助者として関わっている場合には、今回のタックス・プランニングに関する規定が適用されるということか。

(ご意見への回答)

- ▶ 補助者である会員についても、今回のタックス・プランニングに関する規定が適用されるものと考えている。

[重要性概念の導入の必要性]

- 公開草案に対して寄せられた重要性概念の必要性についてのコメントに対する回答案として「本改正においては、例えば R380. 14 項で求められているタックス・プランニングの広範な経済的影響について検討する際には、依頼人及び公共の利益に与える影響を、事業体の規模だけでなく様々な定性的な要因も併せて考慮することが考えられます。そのため、重要性に関する画一的な基準値等を示すことは本改正の趣旨に照らして適切ではないと考えられるため、重要性に関する規定は設けないこととします。」とあるが、コメントの趣旨は、重要性の概念についての記載の追加を提案するものであり、重要性の数値基準を定めてほしいという趣旨のコメントではないと思われる。コメントと回答案がマッチしていないのではないか。また、この回答案は、規定を適用する際の数値基準を定めることが適切ではないという趣旨か、又はそもそも重要性の概念を設けることが適切ではないという趣旨なのかがわかりにくい。

(ご意見への回答)

- ▶ タックス・プランニング業務及び関連業務に関する規定は、依頼人の規模を問わず適用される。いただいたご意見を踏まえて、修正を検討させていただきたい。

◆ 報告事項

1. IESBA 3 月会議報告について

【主なご意見】

- グローバルにおいて、プライベート・エクイティ (Private Equity: PE) によるネットワーク・ファームへの投資が行われている背景や今後の方向性等を教えてください。

(ご意見への回答)

- ▶ ファーム側のテクノロジー投資等に伴う資金調達ニーズの高まりに加え、PE 側が豊富な依頼人を有するファームに対しビジネス面でのポテンシャルを感じていることもあり、PE による投資が加速している。一方、PE による投資が行われたファームから職業会計士が脱退する傾向も見受けられ、今後の懸念事項となる可能性がある。

2. サステナビリティに関する倫理規則について

【主なご意見】

- IFAC の CEO から公表された文書を受けて、今後何か動きはあるのか。

(ご意見への回答)

- サステナビリティに関する倫理基準の複雑性や実務への適用に関する懸念は以前から指摘されていたが、世界情勢が変わりつつある。アメリカはESG関連に消極的な姿勢を取っており、企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive)等により先行していたヨーロッパも足踏み状態になっている。今後の動きについては、世界情勢も踏まえ注視していく必要がある。

3. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp